参考資料

（1）自転車ネットワーク計画と自転車活用推進計画の関係

自転車ネットワーク計画

安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画。

※安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン参照

岡崎市の方針

・通勤、通学に加え、買い物や観光利用者の安全で快適な自転車走行環境を確保。
・市域全域を対象とした計画であるが、通勤・通学者が利用する駅や、商業・観光施設が集積するまちなかを優先的に整備。

■自転車ネットワーク計画の記載内容と策定手順

（1）基本方針、計画目標の設定、計画策定方法の検討

①自転車利用に関連する計画の把握
②自転車利用に関わる地域の概況把握
③基本方針、計画目標の設定
④自転車ネットワーク全体の検討対象エリアの設定
⑤自転車ネットワーク計画策定方法の設定
※地域全体を一括策定、もしくは一定の地域内のエリアや自転車利用目的に応じて基幹となるルートを中心とした自転車ネットワーク等を対象とした段階的な計画策定

自転車ネットワーク計画の策定

自転車通行空間の整備

（2）自転車ネットワーク路線の選定

（3）整備形態の選定

①交通状況を踏まえた整備形態の選定（完成形態）
②整備の可能性の検討
③暫定形態の検討
④代替路の検討
⑤個別路線の詳細な構造等の検討

（4）自転車ネットワーク計画の決定

①緊急度に応じた整備優先度の検討
②分かりやすい案内方法の検討

（5）整備スケジュールの検討、整備の実施

①整備スケジュールの検討
②整備の実施

（6）整備区間のモニタリング

（7）計画の評価、見直し

完成形態と暫定形態について

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」による【完成形態】は、対象とする道路の規制速度と1日の自動車台数に基づき選定（下図参照）。

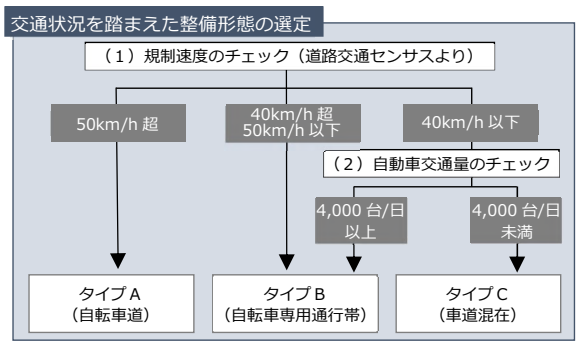

道路空間再配分等を行っても本来整備すべき完成形態での整備が困難な場合等には、車道通行を基本とした【暫定形態※】により整備を行う。

※完成形態が自転車道の場合は、自転車専用通行帯又は車道混在、完成形態が自転車専用通行帯の場合は、車道混在により整備。
　幅員は確保できるものの、暫定形態として車道混在を整備するのは、自転車ネットワーク形成が初期段階、もしくは交通環境その他要因のため、自転車専用通行帯の規制が困難である場合に限る。

自転車活用推進計画

自転車活用推進法の施行を受けて閣議決定された国の自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を定めた計画。

※地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）参照

■自転車活用推進計画の記載内容と策定手順

（１）計画の目的・区域・期間、計画の位置付け
（２）現状及び課題、計画の目標
（３）実施すべき施策、実施スケジュール
（４）計画の推進体制、計画のフォローアップ及び見直し方法

（参考）国の推進計画における自転車の活用推進に関する目標と施策について

国の自転車活用推進計画は、自転車活用推進法の基本理念の実現に向けて、国の責務等を明確にするとともに、自転車活用推進に関する４つの目標と 18 の施策が定められている。

目標１【都市】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

- 施策１．自転車通行空間の計画的な整備推進
- 施策２．路外駐車場の整備や違法駐車の取締りの推進
- 施策３．シェアサイクルの普及促進
- 施策４．地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
- 施策５．自転車の IoT 化の促進
- 施策６．まちづくりと連動した総合的な取組の実施

目標２【健康】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の

- 施策７．国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
- 施策８．サイクルスポーツ振興の推進
- 施策９．自転車を活用した健康づくりの推進
- 施策１０．自転車通勤の促進

目標３【観光】サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

- 施策１１．国際的なサイクリング大会等の誘致
- 施策１２．世界に誇るサイクリング環境の創出

目標４【安全】自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 施策１３．安全性の高い自転車普及の促進
- 施策１４．自転車の点検整備の促進
- 施策１５．自転車の安全利用の促進
- 施策１６．学校における交通安全教育の推進
- 施策１７．自転車通行空間の計画的な整備推進（施策１と同様）
- 施策１８．災害時における自転車の活用の推進

（２）交差点部及びバス停部の構造について
（安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン抜粋）

◆交差点部

交差点部において歩行者、自転車、自動車の適切な分離、共存を図るため、交差点部の分離形態について、前後の自転車通行空間と同様の形態をできる限り連続的に確保すべきであり、自転車ネットワーク形成のいずれの段階においても、ネットワーク端部の交差点部において、突然通行空間を打ち切ったり、安易に自転車通行空間を歩道通行へ誘導したりするのではなく、交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等適切な交差点処理を行うことを基本とします。

【タイプＡ：自転車道】

自動車利用者等に自転車動線を知らせるため、交差点内の自転車道の延長線上の部分の路面に、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置します。

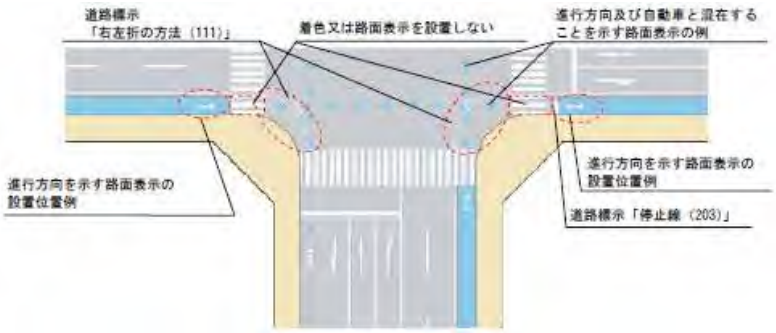

図１　自転車道（自転車一方通行）が交差する交差点の例
（交差点に自転車道を直接接続させる場合）

【タイプＢ：自転車専用通行帯】

自動車利用者等に自転車動線を知らせるため、交差点内の自転車専用通行帯の延長線上の部分の路面に、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置します。

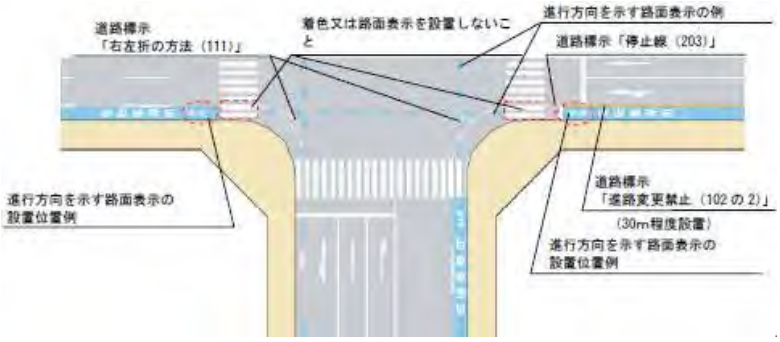

図２　自転車専用通行帯が交差する交差点の例
（交差点に自転車専用通行帯を直接接続させる場合）

【タイプＣ：車道混在】

自動車利用者等に自転車動線を知らせるため、交差点内の車道混在の延長線上の部分の路面に、自転車の通行位置及び通行方向を明確化する路面表示を設置します。

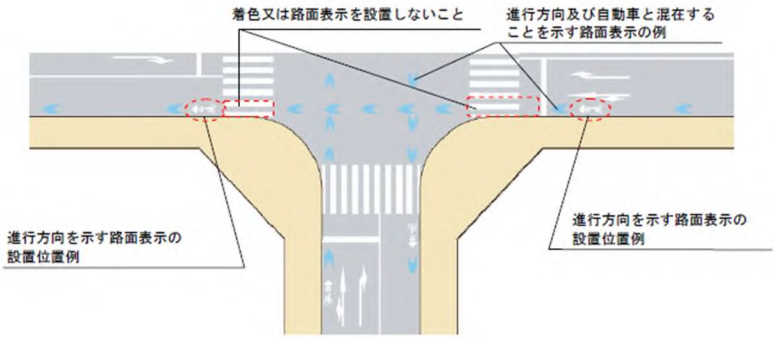

図３　車道混在が交差する交差点の例

◆バス停部

バス停部の設計では、自転車とバス乗降客との交錯や、自転車が停車中のバスを追い越すことによる事故の危険性があることに留意するものとします。また、バス交通が多くない路線では、注意喚起を行い、前後の区間と同様に自転車通行空間を直線的に連続させるものとします。バス交通が多く、道路空間に余裕がある路線では、自転車とバス乗降客の交錯を減らし、双方の安全性を向上させつつ、自転車通行空間を連続させるものとします。

【タイプＡ：自転車道】

自転車とバス乗降客の交錯を減らし、双方の安全性を向上させるため、車道と自転車道との間に交通島（乗降場）を設置して、自転車道を連続させるものとします。

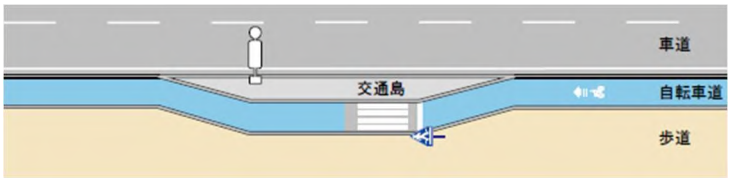

図４　車道と自転車道との間に交通島のバス停留所を設ける例
（バス交通が多く道路空間に余裕がある路線）

【タイプＢ：自転車専用通行帯】・【タイプＣ：車道混在】

バスを歩道に正着させることや駐停車禁止の徹底を図るため、路面表示によりバス停部分を明確化します。

車道混在は、自転車専用通行帯を参考に設置するものとします。

図５　ストレート型バス停を設置する例

参考

細街路交差点のイメージ（車道混在）

細街路との交差点部においても、自転車の通行位置、通行方向を明確化する矢羽根型路面表示を設置するものとします。また、交差点流出入部においては、自転車の通行方向を明確化するために、路面表示（例えば、ピクトグラム等）設置が望ましいとされています。

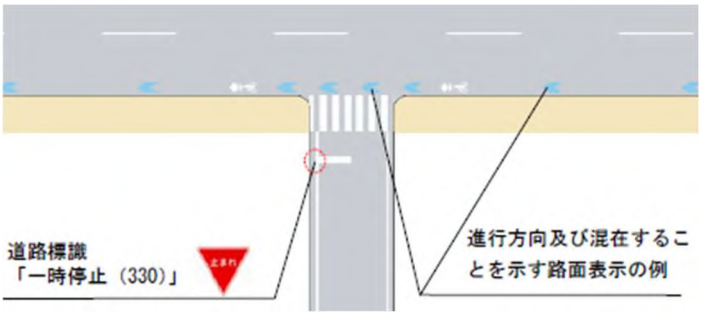

図６　細街路と車道混在が交差する交差点の例

（３）岡崎市自転車ネットワーク検討協議会要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市附属機関設置条例に定めるもののほか、本市における安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、自転車通行空間の計画検討並びに自転車施策を総合的に推進するための計画について協議をするために設置する岡崎市自転車ネットワーク検討協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　協議会は、20 人以内の委員で組織する。

（委員）

第３条　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴ 学識経験を有する者

⑵ 市民又は利用者

⑶ 関係する公共交通事業者

⑷ 関係する行政機関

⑸ 市道及び自転車等駐車場に関係する市職員

⑹ その他市長が必要と認めた者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２ 会長及び副会長は、学識経験者から市長の指名により定める。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

４ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議等）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　関係行政機関又は愛知県の職員が都合により欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、議事に出席することができる。

４　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

５　会長は、必要に応じて委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、総合政策部地域創生課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（４）岡崎市自転車ネットワーク検討協議会委員名簿

任期：令和元年 10 月 30 日～令和３年３月 31 日

役　職	氏　名	備　　考
学識経験者	松本　幸正	名城大学　教授
〃	嶋田　喜昭	大同大学　教授
市民又は利用者	木村　雄二	NPO 法人市民・自転車フォーラム　代表
〃	(R1)太田　敏子 (R2)稲垣　栄子	岡崎市商工会議所　女性部　会長
〃	神尾　明幸	岡崎市総代会連絡協議会　会長
〃	坪井　基紀	愛知県立高等学校校長会　西三河東地区会長
関係交通事業者	河合　貴夫	名古屋鉄道株式会社　東部支配人室 営業総務課　課長
〃	寺澤　秀樹	愛知環状鉄道株式会社　運輸部 管理課　課長
〃	吉岡　実	名鉄バス株式会社　運輸部 運行課　課長
〃	玉置　文博	名鉄東部交通株式会社　業務部　部長 兼路線バス事業部　部長
〃	河口　恒徳	愛知県タクシー協会　岡崎支部　支部長
関係行政機関	(R1)可児　誠 (R2)岩田　成人	国土交通省　中部地方整備局 名古屋国道事務所　事業対策官
〃	(R1)諸戸　健一 (R2)井上　貴則	愛知県　西三河建設事務所 (R1)維持管理課　課長　(R2)道路整備課　課長
〃	(R1)三村　浩 (R2)大和　洋之	愛知県岡崎警察署 交通課　課長
関係市職員	牧野　泰司	岡崎市 市民生活部安全安心課　課長
〃	畔柳　智岐	岡崎市 土木建設部道路維持課　課長
〃	倉橋　正直	岡崎市 土木建設部道路建設課　課長

全委員数に対する女性委員の比率　5.8%

（５）岡崎市自転車ネットワーク検討協議会の経緯

①岡崎市自転車ネットワーク計画作業部会

開催日	議題
【第1回】 令和元年 10 月 16 日（水）	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）今後のスケジュールについて
【第2回】 令和2年1月 10 日（金）	（1）自転車ネットワーク計画と自転車活用推進計画について （2）岡崎市自転車ネットワーク計画について （3）ネットワーク路線整備検討案について
【第3回】 書面決議※	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）自転車ネットワーク路線整備形態カルテ案について
【第4回】 書面決議※	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面協議へ変更。

②岡崎市自転車ネットワーク検討協議会

開催日	議題
【第1回】 令和元年 10 月 30 日（水）	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）今後のスケジュールについて
【第2回】 令和2年1月 29 日（水）	（1）自転車ネットワーク計画と自転車活用推進計画について （2）岡崎市自転車ネットワーク計画について （3）自転車ネットワーク路線整備形態カルテ案について
【第3回】 書面決議※	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）自転車ネットワーク路線整備形態カルテ案について
【第4回】 令和2年6月 16 日（火）	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）岡崎市自転車ネットワーク検討協議会要綱改正について
【第5回】 令和2年 10 月 28 日（水）	（1）岡崎市自転車ネットワーク計画について （2）自転車通行空間整備における矢羽根型路面表示等の方針について

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面協議へ変更。

（6）整備形態イメージ

■路線情報	【区間 No. 9】
路線名（都計道）：	（都）日名橋線
路線名（管理別）：	（主）名古屋岡崎線
車　線　数　：	4
規　制　速　度　：	40km/h
自動車交通量：	19,324 台/日
自転車交通量：	調査ポイントなし
信号交差点数：	6 箇所
バスの本数：	19 本（2020.2 時点）

整備形態：タイプB

■横断図

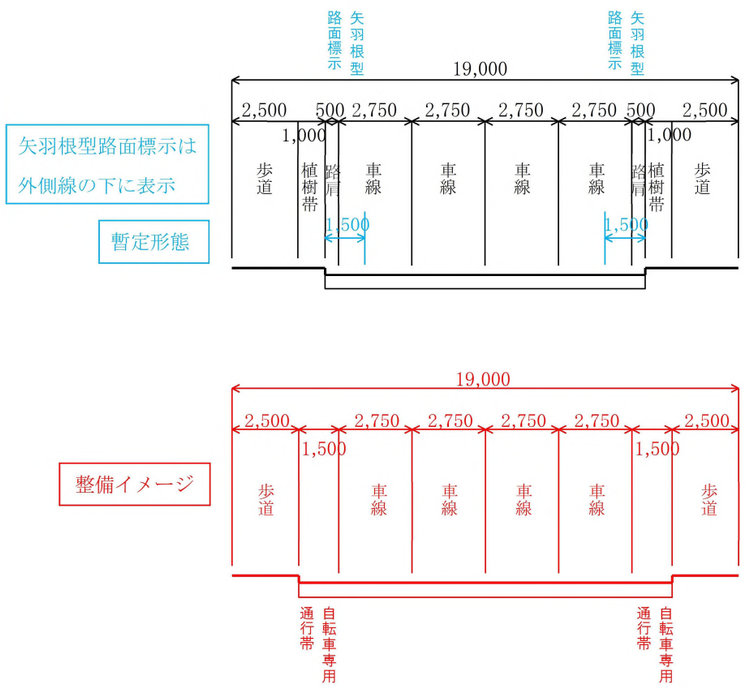

■平面図

※上記道路横断面構成は整備イメージであり、整備時期については利用状況や整備主体の財政状況に鑑みて決定する。

■路線情報	【区間 No. 21】
路線名（都計道）：	（都）伝馬町線
路線名（管理別）：	市道岡崎伝馬町線
車　線　数　：	4
規　制　速　度　：	40km/h
自動車交通量：	15,494 台/日
自転車交通量：	677 台/12h
信号交差点数：	20 箇所
バスの本数：	183 本（2020.2 時点）

整備形態：タイプB

■横断図

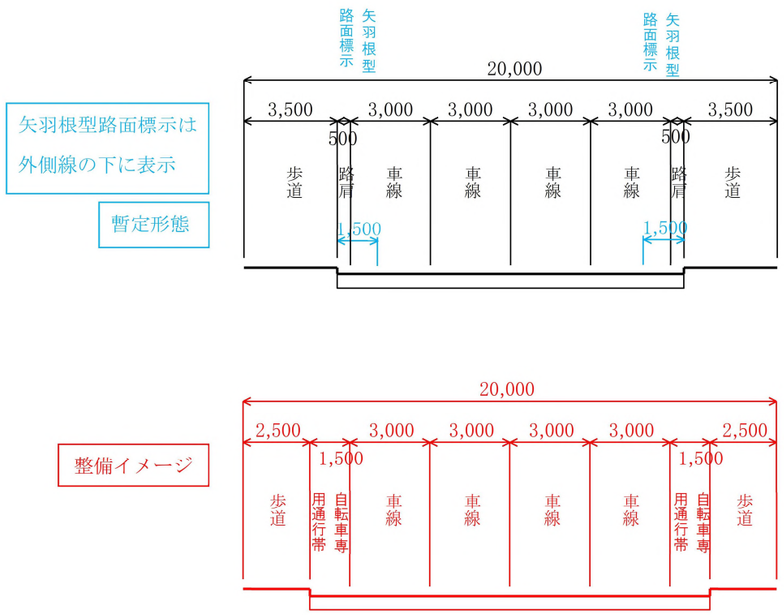

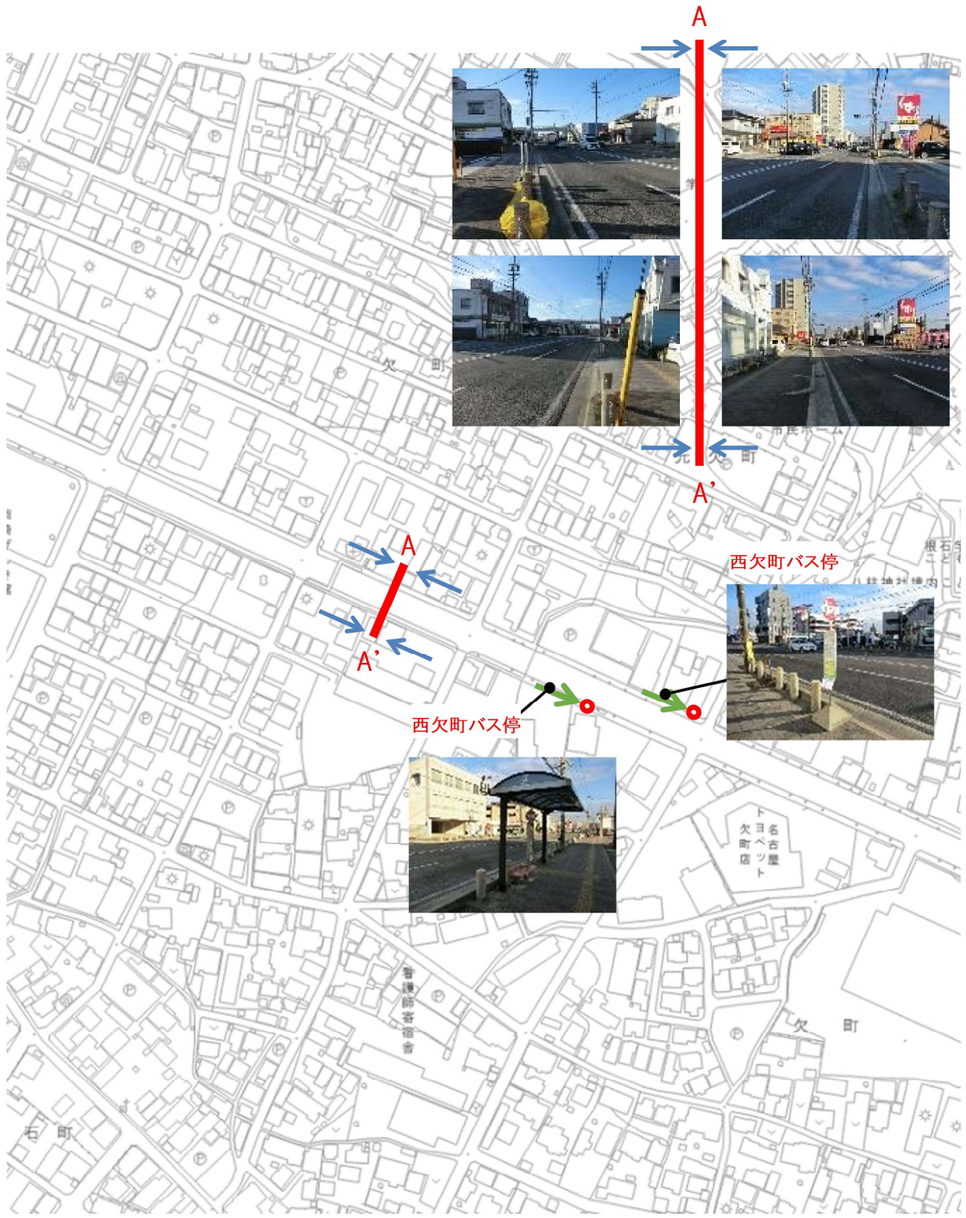

■平面図

0　50　100　200m

※上記道路横断面構成は整備イメージであり、整備時期については利用状況や整備主体の財政状況に鑑みて決定する。

■路線情報	【区間 No. 22】
路線名（都計道）：	（都）籠田町線
路線名（管理別）：	市道籠田町線
車　線　数　：	2
規　制　速　度　：	40km/h
自動車交通量：	1,361 台/12h
自転車交通量：	調査ポイントなし
信号交差点数：	2 箇所
バスの本数：	0 本（2020.2 時点）

整備形態：タイプ C

■横断図

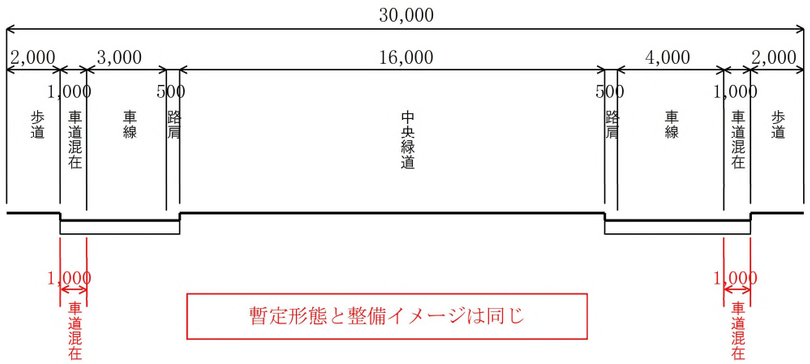

※上記道路横断面構成は整備イメージであり、整備時期については利用状況や整備主体の財政状況に鑑みて決定する。

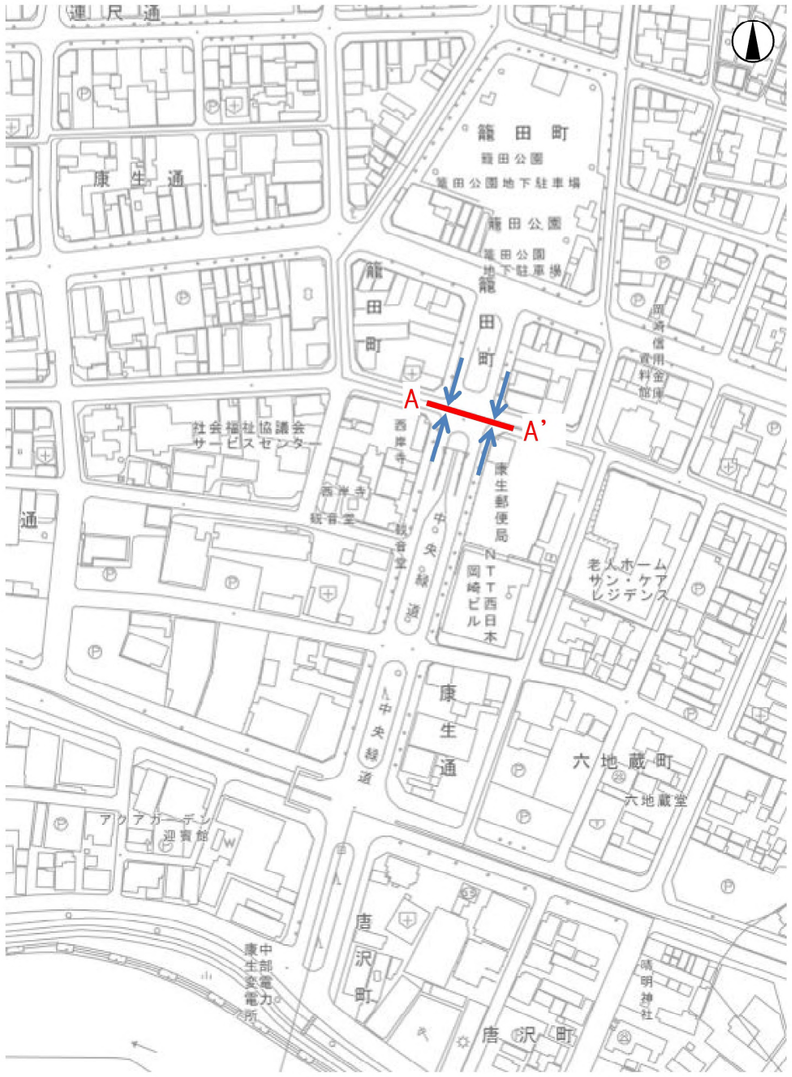

■平面図

0　50　100　200m

■路線情報	【区間 No. 32】
路線名（都計道）：	（都）国道１号線
路線名（管理別）：	国道１号線
車　線　数　：	４
規　制　速　度　：	40km/h
自動車交通量：	35,488 台/日
自転車交通量：	調査ポイントなし
信号交差点数：	26 箇所
バスの本数：	0 本（2020.2 時点）
そ　の　他　：	電線共同溝事業有り

整備形態：タイプＢ

■横断図

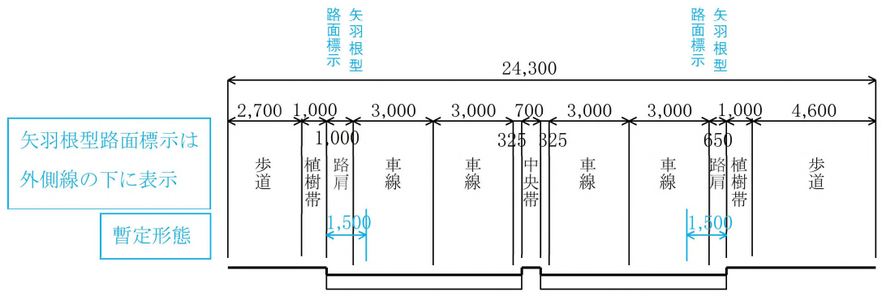

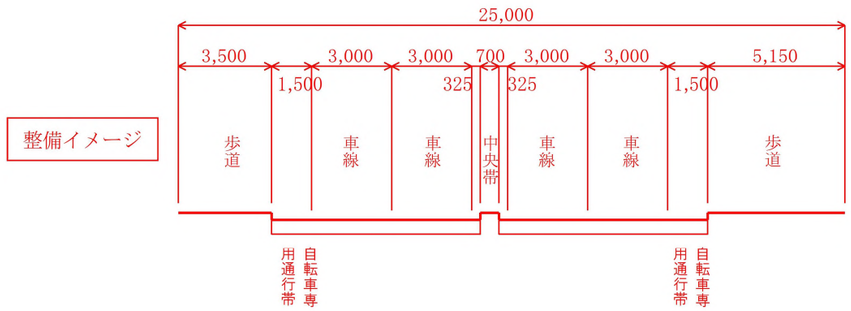

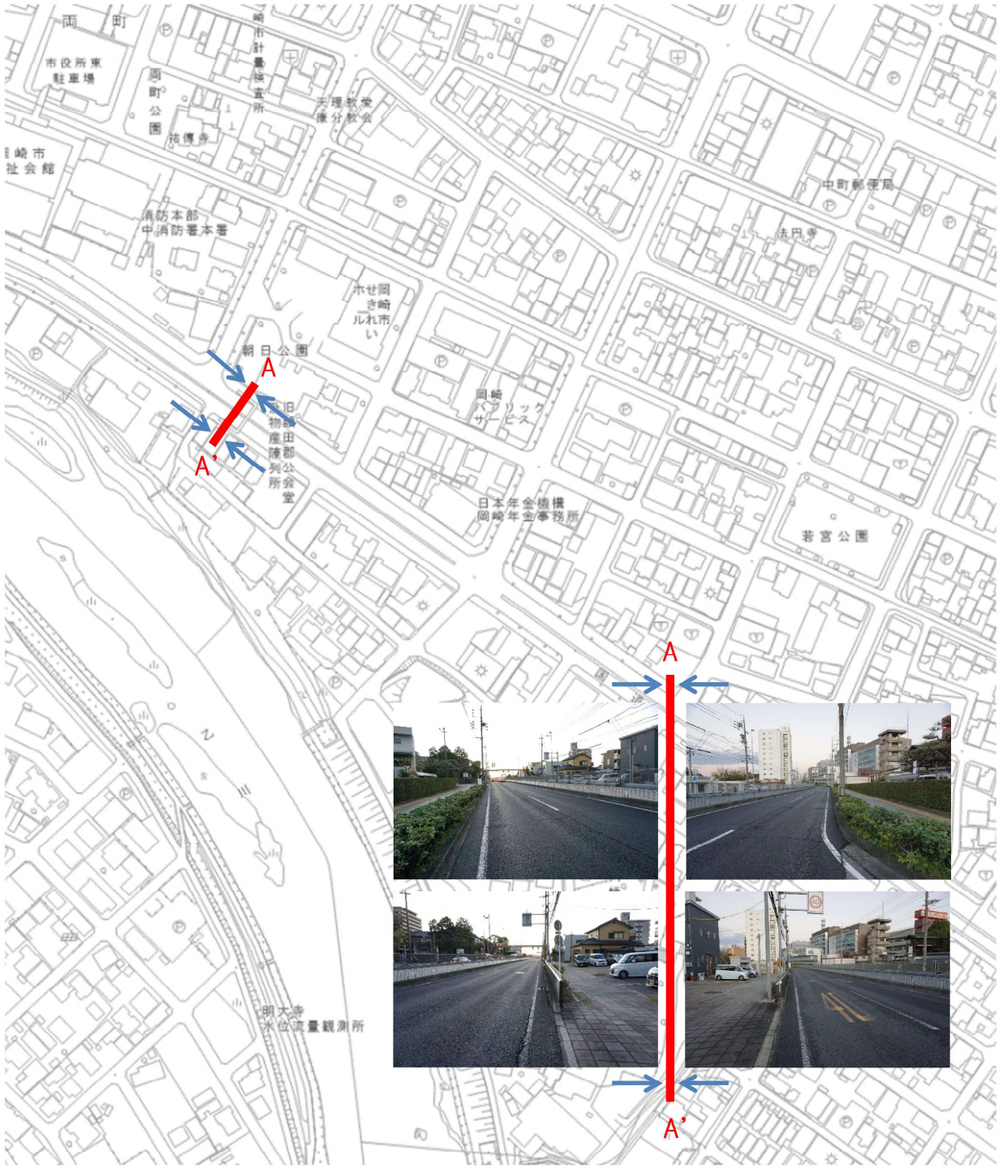

■平面図

0　50　100　200m

※整備検討においては、植樹帯の確保、電線共同溝事業等について十分調整を図る必要がある。

※上記道路横断面構成は整備イメージであり、整備時期については利用状況や整備主体の財政状況に鑑みて決定する。

■路線情報	【区間 No. 48】
路線名（都計道）：	（都）福岡線
路線名（管理別）：	（主）岡崎碧南線
車　線　数　：	2
規　制　速　度　：	40km/h
自動車交通量：	8,959 台/日
自転車交通量：	119 台/12h
信号交差点数：	2 箇所
バスの本数：	0 本（2020.2 時点）

整備形態：タイプ B

■横断図

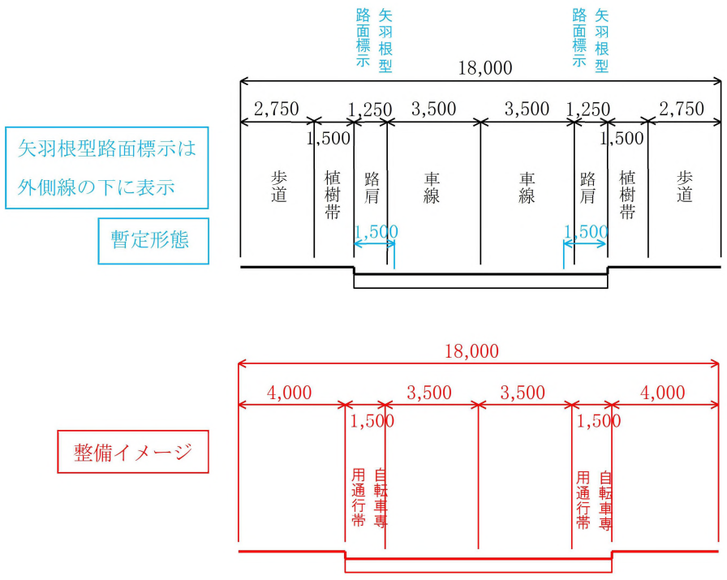

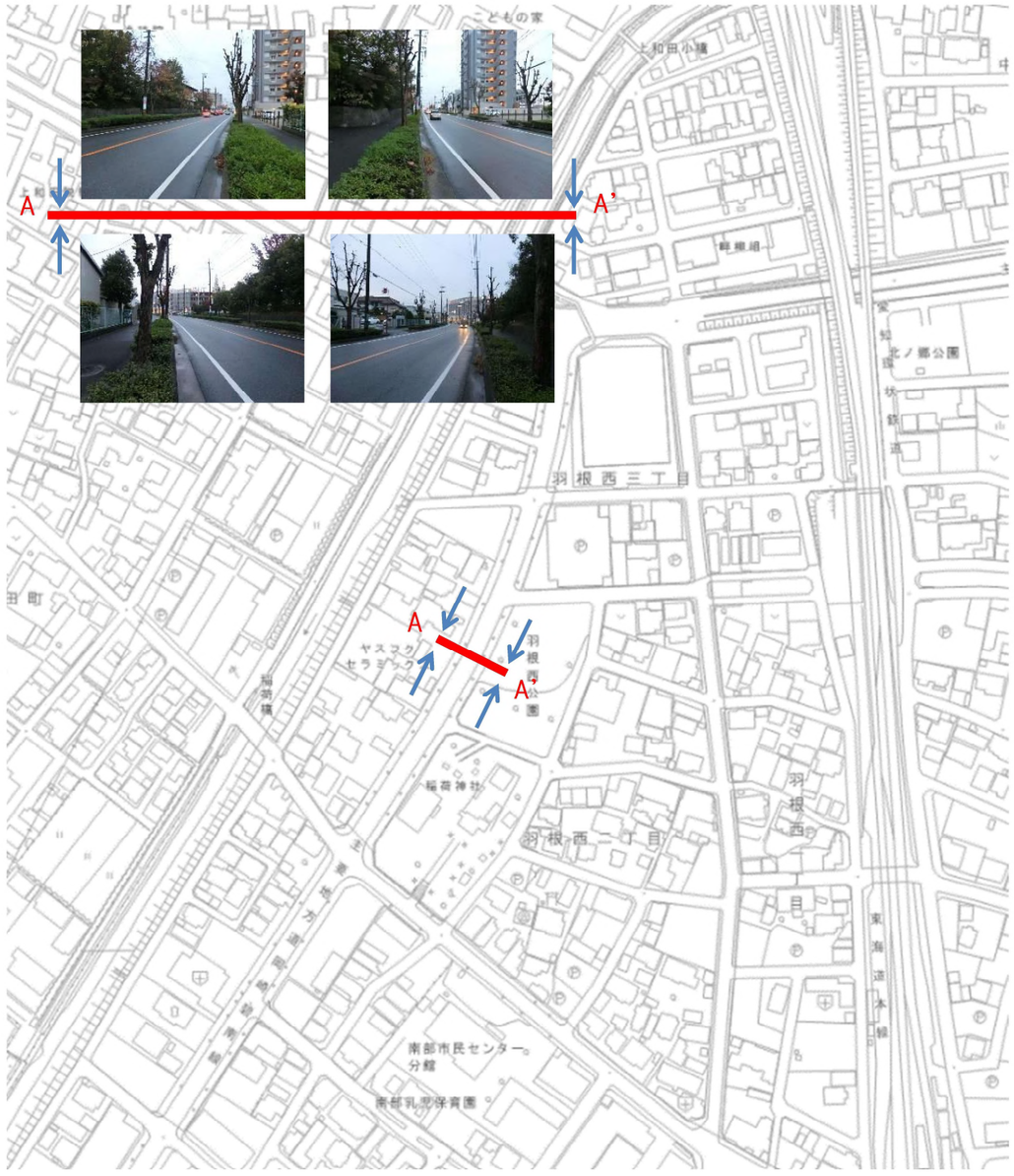

※上記道路横断面構成は整備イメージであり、整備時期については利用状況や整備主体の財政状況に鑑みて決定する。

■平面図

0　50　100　200m

令和２年 11 月 11 日策定
岡崎市　総合政策部　地域創生課
〒444-8601　岡崎市十王町二丁目９番地
TEL．0564-23-6486／FAX．0564-23-6698

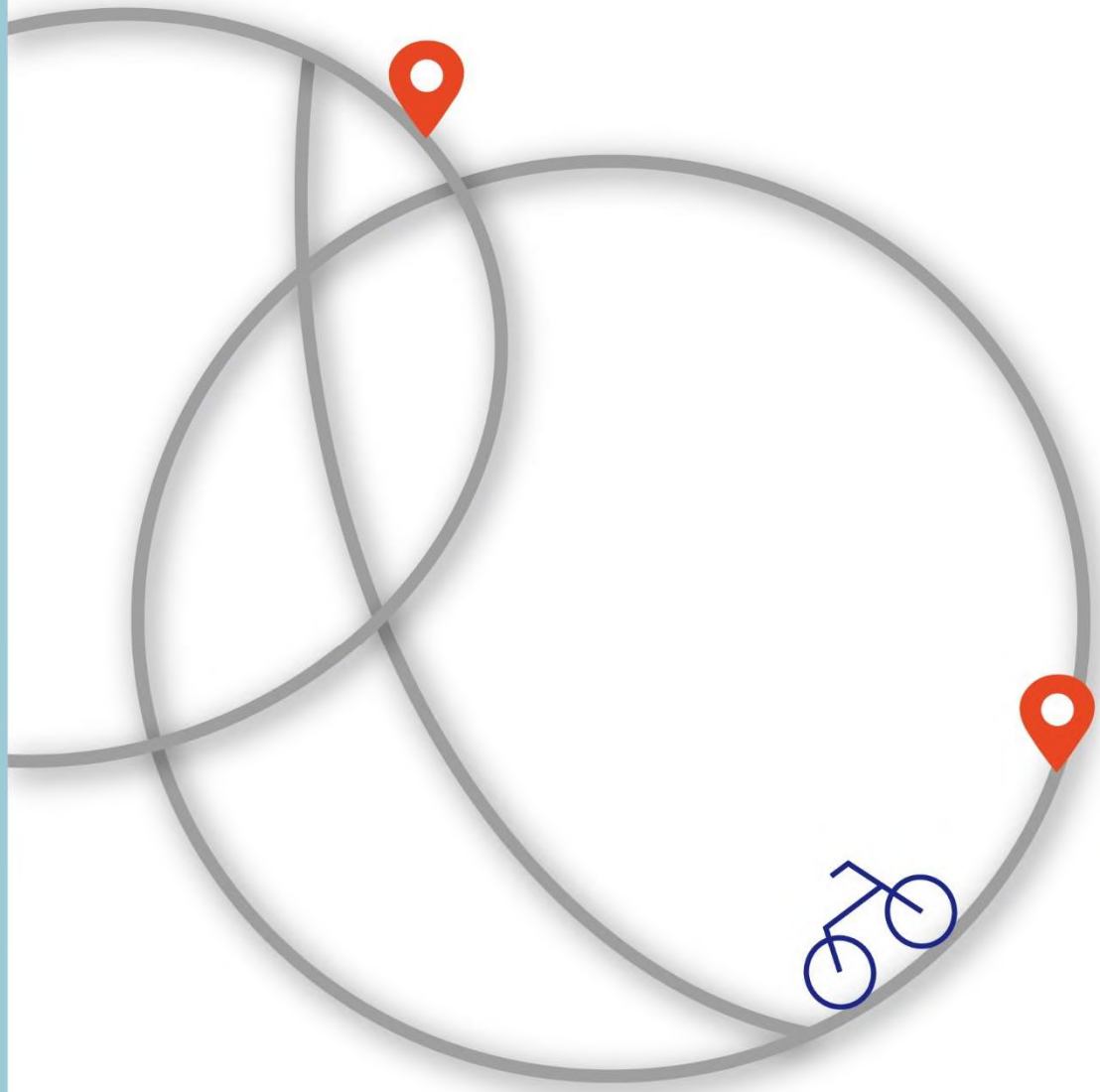

岡崎市　総合政策部　地域創生課